**平成２１年（フ）第１６２号**
三重県伊賀市平野中川原587番地の１
破産者　山岡測量設計株式会社
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

**平成２２年（フ）第１３５２号**
最後の住所地大阪府東大阪市友井１丁目６番11号
破産者　被相続人亡辻仲正太相続財産
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２２５６号**
大阪市浪速区日本橋４丁目７番28号
破産者　株式会社ログテック
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８５０号**
大阪市福島区福島５丁目６番31号堀内ビル
破産者　株式会社谷郷
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３６０１号**
大阪府八尾市沼１丁目68番地の65
破産者　有限会社ワールドキラリ
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４２２５号**
大阪市鶴見区諸口２丁目10―27　小柳方、商業登記簿上の本店所在地大阪市鶴見区諸口４丁目８番56号105
破産者　有限会社兼子瀧商店
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４２２６号**
大阪市鶴見区諸口２丁目10番27号　小柳方
破産者　被相続人亡兼子光雄相続財産
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４６３７号**
大阪府豊中市長興寺北３丁目９番34号
破産者　有限会社岡村工務店
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４８８４号**
大阪府高槻市上土室１丁目10番５―704号
破産者　有限会社ハウディ・トモ
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２６１号**
北九州市小倉北区小文字１丁目６番13号
破産者　株式会社北州技建
１　決定年月日　平成22年９月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第１３６号**
山形県米沢市成島町１丁目４番19号
破産者　有限会社アドヴァンス
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第２１０号**
福島県いわき市平字白銀町１番地の１
破産者　有限会社桃園
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第２０号**
千葉県館山市神余4427番地の97
破産者　中川　正次
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

**平成２２年（フ）第２２号**
千葉県館山市神余4427番地の97
破産者　中川　正博
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

**平成２１年（フ）第１８９８１号**
東京都杉並区南荻窪２丁目14―14
破産者　岩本　信也
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１５１号**
東京都台東区台東４丁目１番10号
破産者　株式会社三浦組
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１１５２号**
東京都葛飾区細田１丁目18―10　株式会社日成興業寮
破産者　三浦　康司
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３５３５号**
茨城県牛久市南１丁目12―９
破産者　池田　圭助
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第３５３６号**
東京都台東区蔵前４丁目６番３号
破産者　株式会社池田工業
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４８９３号**
東京都港区麻布十番２丁目10―１―601
破産者　西原　豊樹
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第２０４号**
静岡県浜松市東区天王町1715番地
破産者　大浜織物株式会社
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第１１号**
福岡県田川郡香春町大字中津原581番地１、商業登記簿上の所在地福岡県田川郡香春町大字高野892番地３
破産者　香春アメニティー開発興業有限会社
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所田川支部